

仕様書

1. 業務名

令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業
台湾現地商談会

2. 実施時期

契約締結の日から令和5年3月20日（月）まで

3. 委託金額

上限額：2,540,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4. 業務の目的

中海・宍道湖・大山圏域（以下「当圏域」という）では以前より経済交流を進めており、訪日外国人旅行者の誘客事業において重要ターゲット国の一つである台湾市場は、訪日リピーターが多く成熟されつつある市場で、旅行者の動向も都市圏から地方へと延びている傾向にある。近隣では広島空港、岡山空港に台湾からの直行便が運航され、多くの利用がある中、両県からは松江道や米子道等を利用しながら、多くの観光客を受け入れてきた。このことから、当観光局では令和元年度に現地での観光情報説明会並びに商談会を実施した。その後、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界的な渡航制限が続く中、現地からの来訪が途絶える状況で、現地旅行業者との関係性維持と渡航制限回復後のインバウンド誘客を目的に令和3年度にはリモート形式による商談会を実施したところである。

本事業は、令和4年度訪日外国人旅行者周遊促進事業補助金を活用し、台湾現地に会場を設け、現地旅行業者と中海・宍道湖・大山圏域の地元旅行業者等による商談会を開催する。

商談会では温泉や庭園等、その他観光施設を中心とした旅行商品について商談会を実施し、現地で商談会を実施することでより現状に即したニーズを把握し、本圏域の最新の観光情報を提供し双方の事業者をマッチングさせることにより誘客体制の促進と旅の質の向上を図る。あわせて旅行業者との関係性を継続するとともに、インバウンド回復後、当圏域に台湾旅行者を速やかに誘客するために旅行商品造成と誘客体制を構築する。

5. 業務の内容

新型コロナウイルス感染症収束後の速やかな旅行商品の造成と誘客体制を構築するために下記の業務を実施する。

- ・メイン対象市場：台湾
- ・メインターゲット：収入（富裕層、大衆富裕層、中間所得層）、嗜好（歴史文化、自然景勝地、食）・旅行形態（個人手配、団体）リピーター（訪日旅行経験者等）

(1) 台湾商談会開催環境整備

商談会開催に必要な環境を調整し企画する。商談会参加者については日本、台湾双方で募集し当観光局と協議の上選定する。また、商談会で必要な会場、機材、通訳を手配し開催に向け必要な準備を行う。

①概要

- 1) 観光事業者が、海外での商談会に参加する際に、自社の商品PR等をサポートすると共に現地主催者等との連絡調整や、出展に必要な諸手続きを代行すること。
- 2) 商談会を開催する場所は、以下、5)に記載する参加者が全て収容できる会議室やレストラン等の会場・施設等を確保すること。
- 3) 開催時期
令和4年12月～令和5年2月頃（左記の期間での開催を想定しているが、開催日については当観光局と協議の上決定する。）
- 4) 開催方法
台湾現地での商談会とする。
- 5) 参加者
 - ・台湾側参加者（主に旅行会社等）30社以上
 - ・日本側参加者（当圏域内の宿泊施設、観光施設、交通事業者等）20社以上
- 6) 商談会開催計画を作成し、当観光局と協議の上運営する。

②商談会の運営

- 1) 商談形式は、日本側参加者が個別にブース（テーブル等）を配置すること。
- 2) 商談会開催に必要な機材類等の調達、手配をすること。
- 3) 商談の組合せは、事前のヒアリングや参加者情報の提供等により、海外エージェントと日本側参加者の希望に沿って実施すること。
- 4) 必要に応じて、参加者が自由に商談を行うことが出来るよう配慮すること。
- 5) 商談の時間は、1回当たり10分間以上に設定し、スケジュール調整すること。
- 6) 司会・通訳等
 - ・商談会の開催中は、会場に進行用の司会1名を配置すること。
 - ・海外エージェントの中で日本語による会話が出来ない参加者のために、商談会の際に通訳を配置すること。

【KPI】 ・商談会参加者について

（日本側参加者数：20社以上、台湾側参加者数：30社以上）

(2) 台湾現地商談会

(1)で実施した環境整備を踏まえ、現地商談会を企画し実施する。また、商談会実施後、参加した旅行者に対するフォローアップを行い、アンケート又は聞き取りにより商談会の状況を把握する。また、商談会開催によって成立した商談件数を算出する。

①商談会参加者

日本側参加者は当圏域に本社又は支社及び営業所有する事業者とし、参加者の募集及び選定をおこなう。商談会参加に係る説明等も受託者が請け負う。

台湾側参加者は台湾国内に本社又は支社及び営業所有する事業者とし、参加者の募集及び選定をおこなう。商談会参加に係る説明等も受託者が請け負う。

②留意事項

- ・開催にあたっては当観光局2名分の渡航費を含むこと。
- ・商談会が円滑に運営できるよう、必要とする通訳を手配すること。
- ・商談会終了後、参加者にフォローアップを行い、今後の商談継続に向け関係性維持に努めること。また、アンケート調査又は聞き取り調査を行い、商談会の状況把握を行うとともに、商談成立件数を算定すること。アンケート調査又は聞き取り調査は取りまとめの上、紙媒体及び電子媒体によって当観光局に報告すること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を講じること。
- ・参加者の募集、日程調整、司会進行、資料作成等、開催主体として運営すること。実施後、報告書を作成し速やかに当観光局に報告すること。

- 【K P I】
- ・商談成立件数について：2件以上
 - ・予約送客数：20人以上
 - ・売上について：150万円以上

6. 渡航制限に関する注意事項

新型コロナウイルス感染症による影響により、渡航制限が解除されない場合は当観光局と協議の上対応を決定する。その場合、当観光局が観光庁と協議をおこないリモート商談会に切り替えるなど方針を変更する必要があるため指示に従うこと。

7. 報告書の提出

提出物：事業実施報告書（A4版）2部

事業実施報告書の電子データ 2部

提出場所：一般社団法人中海・宍道湖・大山圏域観光局

提出期限：令和5年3月20日(月)

その他：報告書の作成にあたっては、以下について留意すること。

- ①事前に当観光局の承認を得ること。
- ②事業実施状況や事業成果等をわかりやすく編集すること。

8. その他

- ・当観光局と十分協議しながら進めること。また関係団体と協議・連携を行い、それらを反映させること。
- ・島根県及び鳥取県内の当圏域に事業所を置く旅行会社で、台湾に事務所を置く事業者であ

ること。

- ・過去5年以内に台湾での現地商談会を行った実績があること。
- ・事業期間中は、当観光局の求めに応じて進捗状況の報告をすること。
- ・事業の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、適正に履行すること。また、新型コロナウイルス感染症対応の各団体の定めるガイドラインを遵守すること。
- ・自然災害や感染症等の発生状況により、当初計画での業務遂行が困難になったときは、速やかに当局へ相談し、指示に従うこと。